

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 4 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

衛星画像活用広域漏水調査業務

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日またはその翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）

の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府建設交通部水道政策課（京都府庁第 2 号館 1 階）

電 話 番 号 075-(414)-4373

ファクシミリ番号 075-(414)-5470

(2) 入札説明書等の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 18 日（月）まで

イ 入手方法

原則として、京都府ホームページの入札情報（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

3 入札に参加することができる者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 物品関係入札参加資格者として、府の競争入札参加資格者名簿に登録されている者、もしくは登録されていない者で 5 (1) の期間中に入札参加者として認定された者であること。

(2) この公告の日から当該落札の日において、府の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 地方公共団体が発注する衛星画像と水道管路位置情報により漏水疑い区域を判定する業務を実施した実績を有するものであること。

5 資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書等において示す一般競争入札参加申請書等(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、資格審査を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和8年4月24日(金)から令和8年4月28日(火)まで

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 申請書等はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないことがある。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、申請書等を提出した者に別途通知する。

7 参加資格の有効期限及び承継

(1) 参加資格の有効期限は、6による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日(水)までとする。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(3及び4に該当しない者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると認められたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

8 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年5月18日(月)午後2時

イ 場所

参加資格を有する者に別途通知する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に該当しない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者の行った入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の行った入札

カ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ク 参加資格認定後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

ケ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の行った入札

コ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札者等又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)を使用した者の行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

9 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の10相当額の違約金を落札者から徴収する。

10 契約書等の作成の要否

要する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、京都府会計規則(以下「規則」という。)第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

12 その他

(1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書等による。